

第

問

ことはないからである。

3. 本件では、甲はAを車室留置する認識状態でBを車室留置している。この場合、車室留置の構成要件があり、方々人を車室留置する認識・認識内容甲にはある。BもAも人であることから、構成要件の評價の一致は限られる。したがって、甲はBを車室留置罪に処罰される。

4. したがって、甲にはBに対する殺人罪が成立する。

第3 甲のけん銃発射によってCが死した行為について、器物損壊罪が成立する。

7. 甲のけん銃発射行為はCを損壊する現実的危険性を有する行為である。ため実行行為が認められる。Cの死という結果が発生している。甲のけん銃発射行為が原因でCは死した。また、甲の行為が原因でCの死という結果に現実化しているため因果関係が認められる。

（この甲にはAに対する故意はない。そこでCに対する故意も認められる。）

2. 故意を認める規範は前述の通りである。したがって、本件のように構成要件の範囲内で一致しない場合、原則として故意は認められない。したがって、過失犯が成立する可能性が認められる。しかし、行為態様と保護法益の共通性が認められ、例外的に軽微な罪の故意を認められる。

3. 本件では、甲は車室留置の故意をもって、器物損壊を行っており、この場合、構成要件の一致は限られる。また、行為態様に照らして、同一行為が破損する点で共通している。しかし、車室留置は人の生命と身体であり、器物損壊は人の財産権である。したがって、また異なる保護法益であるから、共通性は認められない。したがって、原則として過失犯が成立しないと見られ、器物損壊罪には過失犯は認められない。

4. したがって、甲にはCに対する殺人罪が成立する。

第4 罪数

甲には、Aに対する殺人罪（199条2項）、Bに対する殺人罪（199条2項）が成立し、1つの行為で2つの殺人罪に該当するため、54条第1項により、競合的競合となる。

以上。

第

問

問1

1. 犯罪 2. 構成要件 3. 違法 4. 有責 5. 責任
6. 作為 7. 実行 8. 未遂 9. 危険 10. 不能

問2

第1 甲のAに対する殺人罪(刑法199条)は成立するか。

1. 甲が路上通行中のAに向けてけん銃を1回発射した行為は、死亡結果発生の実質的危険を有し、殺人罪の実行行為といえる。

2. 次に、甲の上記行為とAの死の結果との因果関係は認められるか。
Aが病院へ向かう途中、交通事故が介在しているため、問題となる。

(ア) この点について、因果関係は社会通念を基礎として違法有責行為類型たる構成要件該当性の問題であるから、条件関係と前提に、行為時に一般人が認識・予見していた事情および行為者が現に認識・予見していた事情と基礎事情として行為から結果が生いることが社会通念上相当といえる場合に因果関係が認められると解釈。

(イ) 本件では、甲がけん銃を発射しなければ、A^は死ななかつたといえるため、条件関係は認められる。

次に、Aが甲に撃たれて肩に傷害を負い、病院へ向かう途中、交通事故にあったという事情は、一般人に予見可能であり、行為者である甲も予見しうる事情である。~~よって、~~また、事故という介在

^{もたらし}
^{おこす}事情によりAが死亡することは、社会通念上相当であるといえる。~~よって、~~

(ウ) したがって、因果関係が認められる。甲には、

3. 甲は、Aを殺すことを決意しているため、殺人の故意が認められる。

4. よって、上記行為に殺人罪が成立し、甲はAに対してその罪責を負う。

第2. 甲のBに対する殺人罪(刑法199条)およびCに対する器物損壊罪(刑法261条)が成立するか。 および器物損壊罪 およびCの

1. 上記のとおり甲には殺人罪の実行行為が存在し、Bの死という結果が発生している。それぞれ、実行行為がなければ死ななかつたということができ、~~発射~~ けん銃の発射による~~死~~ 危険が現実化して、BおよびCが死んでいるため、因果関係も認められる。

2. 甲はAに対する殺意をもってけん銃を発射しているため、BおよびCに対しては殺意を~~持っており~~、~~故意が認められる~~。いわゆる具体的事実の~~錯誤~~が問題となる。

(ア) この点について、そもそも故意責任の本質は、規範に直面して反対動機を形成することが可能であったにもかかわらず、あえて行為に出た直接的反規範的人格態度に対する道義的非難であり、規範は構成要件の形で一般人に与えられている。そこで、主観と客観が同一構成要件内で符合する限り、規範に直面し得たということができ、故意は認められると解する。

また、構成要件の範囲内で故意を抽象化して考える以上、故意の個数は~~そもそも~~観念しえず、複数の故意犯の成立を認めても、観念的競合(54条1項前段)として処断すれば、量刑の面でも不都合はない。そこで、故意の個数は観念せず、発生した結果の数だけ故意犯の成立が認められると解する。

(イ) これを本件についてみると、甲にはAという「人」に傷害を負わせる認識があり、主観と客観は同一構成要件内で符合してい

第3問

1. 甲の罪責について、① Aに対する罪責、② Bに対する罪責、③ Cに対する罪責に分けて順に検討する。

2. ①について、甲はAを殺すことを決意してAに向けてけん銃を発射した。そしてその後、Aは死亡している。これについて甲は殺人罪(刑法199条)が成立するか。

(1) 甲にはAに向けて発砲するという実行行為が認められ、Aの死亡という結果も発生している。しかしながら、Aは甲に撃たれた時点では肩に傷害を負うに留まっておリ、Aはその治療のため病院へ向かう途中での交通事故による頭部への傷害によって死亡している。このような場合、~~Aの~~甲の実行行為とAの死亡との間に因果関係は認められるか。

ア. 因果関係はその有無を判断することで偶然の結果を排除し、適正な帰責判断範囲を確定することができる。そして因果関係は実行行為と結果との間に条件関係と危険の現実化が認められた場合に肯定される。具体的には

条件関係とは実行行為と結果の事後的つながり、危険の現実化とは実行行為の危険が結果へと現実化したことを指す。(下位規範はあくまでも上位規範の善いほうで)

イ. 本件では甲のAに対する発砲行為がなければAは負傷して病院に向かうことにはならなかったのだから、交通事故にありこともなかったといえるので条件関係がある。

そしてAは交通事故による傷害が原因で死亡していることから、甲の実行行為と結果A死亡という結果に対する介在事情として本件交通事故の寄与度は大きい。

しかしながら移動中に交通事故にありとは、よくあるとまでは言えないし、異常性があるともまでは言えない。加えてそもそも路上でAに向けて発砲したという行為自体が甲がAを殺そうと思っていたことをふまけても、A死亡に対する危険性の高い行為であるから、~~その~~危険の現実化と認められる。

(2) 以上から甲の実行行為とAの死亡との間に因果関係が認められるので甲は

第3問

1 Aに~~対して~~する殺人罪が成立する。

2 3. 次に②について、甲はBに~~対して~~する殺人罪(法199条)が成立する。

3 (1) 甲にはけん銃を~~発射~~したという実行行為がある。そしてこの弾丸がBに命
4 中でBが即死していることと、そもそも甲の発砲行為の危険の中にBの生命を
5 侵害する危険が含まれているといえるから、殺人の結果発生と因果関係も認められる。

6 (2) もっとも甲はAを殺そうと発砲したのである、その弾丸が甲が認識していた
7 Bに~~あたり~~ Bが死亡したのだから、甲の認識事実と実現事実が異なっている。この
8 ような場合には甲に~~対して~~ Bの死についての故意責任を認めることはできるか。

9 ア 故意とは結果の発生を認識し、反動機を形成しその結果を回避できた
10 にも関わらず敢えて行為に及んだことは~~対して~~ 道義的~~非難~~ 非難とその内容
11 とするところ、認識事実が実現事実と異なっていたとしても、その違いが同一構
12 成要件の範囲内であらば、のものならば、実現事実に対して故意が認められる。

13 イ 本件についてこれをみると、(1)で認定したように Bの死についての甲の行為は殺人罪
14 の構成要件に該当している。このことから甲にはBの死についての故意責任が
15 認められる。

16 (3) よって甲にはBに~~対して~~する殺人罪が成立する。

17 4. 最後に③についてだが、これは②同様、Aを殺そうと発砲したという認識してい
18 ながらCに命中してCを即死させたのであって甲の認識事実と実現事実の間に
19 違いがある。この2つが同一構成要件該当性のある事実かを②と同じように検討

20 すると、甲の認識事実は殺人罪の構成要件に該当する事実だが、実現事実は、
21 器物損壊罪(刑法261条)の構成要件に該当する事実であるから同一構成要件内では
22 ない。そのため甲にはCについて故意責任が認められず、不罰となる。

23 5. 以上より甲はAとBに~~対して~~する殺人罪が成立する。 (4) 趣意は法

△理由
保護
法益
から
見て